

在日米軍再編に関する国と岩国市との協議事項の整理

項 目	岩国市の質問	国 の 回 答
《基本的事項》 米軍再編の意義	1 岩国飛行場における米軍再編等の意義、経緯について問う。 【平成19年7月12日広島防衛施設局長・市長】	- 我が国の安全を確保する上で、我が国自身の努力のみでは万全でなく、日米安保体制に基づく米国との協力が不可欠であり、我が国に対する攻撃への迅速な対応の観点から、米軍が我が国に常に展開する必要がある。 - このような在日米軍の駐留・存在は、我が国の防衛のみならず、アジア太平洋地域や国際社会の平和と安定にも重要である。 - 近年、9・11テロに代表される国際テロなどの新しい脅威の台頭や、大量破壊兵器（核・生物・化学）の拡散、弾道ミサイル攻撃の危険など、アジア太平洋地域や世界において安全保障環境が変化しており、このような変化に対応するため、我が国においては、2004年末に新たな「防衛計画の大綱」が策定され、米国においては、軍全体の変革、全世界にわたる軍事態勢の見直しが進められている。こうした戦略環境や日米の政策の変化を踏まえ、日米同盟を発展させていくことが必要である。
《基本的事項》 岩国への移駐理由	1 岩国基地への移駐理由として、厚木基地周辺住民の負担軽減が挙げられているが、負担転化に過ぎず問題の根本的な解決にならない。また、もう一つの理由として滑走路の沖合移設が挙げられているが、本工事が米軍再編の受け皿となることは、地元住民の期待を裏切るものであり、到底納得できない。 【平成19年2月26日広島防衛施設局長・市長】 2 空母艦載機を岩国飛行場に移駐する理由について、その検討段階について説明を求める。 【平成19年7月12日広島防衛施設局長・市長】	- 日米間の協議を経て得た両国の共通の認識として、抑止力の維持には米空母及びその艦載機の長期に渡る前方展開能力の確保は不可欠である。また、抑止力の維持の観点から、統合的な運用、つまり米海軍・海兵隊の航空戦力を同一基地に集約し柔軟な運用を可能にすることも重要である。 - 他方、現在、空母艦載機が使用する厚木飛行場は、人口密集地（人口が約250万人）に位置しており、住宅防音工事の対象区域である第一種区域（75W以上）には約24万4千世帯の住民が生活している。 - 今後、日米同盟を安定的に維持していくためには、この厚木飛行場の現状は放置できず、速やかに安全性をより確保し、騒音問題を軽減するため、空母艦載機を厚木飛行場から移駐させることを日米間で合意したものである。 - 空母艦載機の移駐先については、 ① 騒音の影響をできる限り少なくできること ② 飛行ルートของ 安全性を確保できること ③ 空母艦載機の移駐に伴う施設整備の地積が確保できること

		④ 米海軍と米海兵隊の航空戦力の統合的な運用が可能であること ⑤ 以上の条件が全て確保され、かつ速やかに移駐を行うことが可能なこと 等が考慮要素となる。 他方、岩国飛行場については、滑走路移設事業により滑走路が沖合へ1,000m程度移設されることに伴い、騒音も一部地域においては増大するものの全体としては現状より大幅に軽減できること、航空機の離着陸の経路を海上に設定することから安全性も今以上に確保できること、また、移駐に伴う施設整備を行うスペースの確保が可能なこと、さらに、岩国基地には米海軍が保有しているF A - 1 8 航空機が所在しており、統合的な米海軍・海兵隊の航空戦力を集約し、柔軟な運用を可能にすることができることから、全ての条件を満たしており他の基地においてこのような条件を満たしているところはなく、空母艦載機の移駐先として両政府が合意したものである。
《基本的事項》 基地機能強化は容認できないとの市の基本方針の尊重	1 「基地機能の今以上の強化は容認できない」というのが従来から一貫した基本方針である。平成14年のCH-53D輸送ヘリの配備の際に、基地機能強化に関する3項目を国に示し、地元の意向を理解するとの回答を得た上で、その受け入れを承認した。今回の移駐案は、そうした経緯、趣旨を逸脱し、国と岩国市、市民の間の信頼関係を崩すものであり、大変遺憾である。国は、こうした経緯と岩国市の基本方針を尊重すべきである。 【平成19年2月26日広島防衛施設局長・市長】 ※資料1	貴市の「基地機能の今以上の強化は容認できない」との基本方針は理解しているが、一般的に、防衛施設である飛行場における航空機の配備機数や人員については、安全保障環境の変化や技術力の向上等により変動するものである。今般の米軍再編は、変化する国際情勢の中で国際テロなどの新しい脅威等にどのように対処するかという問題意識の下に、抑止力を維持する一方で日本全体としての負担の軽減を図るという観点からまとめられたものであり、我が国の安全保障政策上、是非とも実現しなければならないものである。
《基本的事項》 住民投票や市長選挙で示された民意の尊重	1 昨年3月の住民投票や合併後の市長選挙において、今回の移駐案については明確に「ノー」という民意が示されている。国はこの民意を尊重すべきである。 【平成19年2月26日広島防衛施設局長・市長】	- 住民投票や市長選挙の結果については承知しているが、それ以降、当庁としては、貴市を始め地元の団体等の要望に応じて住民に直接説明を行うなど、住民の方々の理解を得るよう努めてきたところである。 - 当庁としては、今後とも引き続き、昨年5月30日の閣議決定等に基づき、空母艦載機の移駐等に伴う安全・安心や騒音に対する住民の不安解消のため、貴市の考えや意見を伺いつつ、実行可能な具体的施策について検討してまいりたいと考えている。

《安全・安心対策》 FCLPの恒常的 訓練施設	1 FCLPの恒常的な訓練施設の建設の行方は、岩国基地のあり方に重大な影響を与える恐れがあり、どこに建設するのか早急に考え方を示し事前に十分協議して欲しい。 【平成19年2月26日広島防衛施設局長・市長】	・ 現在、米軍の運用上の所要について、米側に確認しつつ協議を行っているところであり、その具体的なやりとりについて、お答えすることは差し控えさせていただきたい。 ・ 当庁としては、現時点で、恒常的な同施設の設置場所を特定しているわけではないが、その選定に当たっては、今後、米軍の運用上の所要と騒音等の環境に及ぼす影響等を考慮しつつ、作業を進めていく考えであり、具体的な内容が固まった段階になれば、貴市にも御説明したい。 ・ なお、岩国飛行場をFCLP施設の整備場所とする考えはない。
	2 先日、硫黄島の天候不良等のため、所要の訓練が達成できないとの理由で厚木基地においてNLPが実施された。市民は岩国基地でも同様な事態が発生するのではないかと大変な不安を感じた。空母艦載機離発着訓練施設の建設場所の選定作業はどのようになっているのか。当該施設の建設場所やそこでの運用は、岩国基地の運用に大きな影響を与える可能性があるのではないか。 また、艦載機部隊の訓練が、岩国基地と恒常的な訓練施設、空母との間でどのように行われるのか、その実態を明らかにすること。 【平成19年6月1日防衛施設庁長官・市長】	・ 恒常的な空母艦載機着陸訓練（FCLP）施設の建設場所については、これまでも説明してきたとおり、2009年（平成21年）7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目指して、現在、米軍の運用上の所要について米側に確認しつつ協議を実施しているところであるが、その具体的なやりとりについては、多方面に影響を及ぼすおそれがあり、また、米国との信頼関係を損なうおそれがあることから、答弁は差し控えたい。 ・ 他方、岩国飛行場をFCLP施設の整備場所とする考えはないことは、これまでも説明しているとおりである。 ・ なお、NLPの予備飛行場の指定については、これまでも、厚木飛行場や岩国飛行場を含めた複数の飛行場が指定されていることから、今後とも、岩国飛行場が予備飛行場として指定されることはあり得るものと考えている。
《安全・安心対策》 市民の安全・安心対策	1 これまで示された騒音、犯罪、事故等への対応策では住民の理解が得られていない状況にある。更なる安全・安心対策を具体的に示していただきたい。 【平成19年2月26日広島防衛施設局長・市長】	・ 騒音対策については、実際に空母艦載機等が移駐した後も十分な現地調査等を行い、万全を期す所存であり、今後とも貴市の考えや意見を伺いつつ、実行可能な施策について検討してまいりたい。 ※ 資料2 ・ 航空機事故等については、滑走路の沖合移設後には、航空機の離着陸の経路を海上に設定することから、より一層安全性が高まるものと考えている。 ・ また、事件・事故等についても、今後とも引き続き、米側に対し綱紀粛正を求めるなど、その防止に一層の努力を求めていくとともに、治安対策等市民の安全・安心に係る具体的な対策については、今後、貴市の考えや意見を伺いつつ、実行可能な施策について検討してまいりたい。

	2 再編が実施された場合の騒音や治安面などでどのような影響が生じ、それに対する実効性のある対策や措置があるのか。(地域振興等以外) 【平成19年4月19日広島局施設部長・基地対部長】	- 空母艦載機の移駐等に伴う騒音の変化については、これまでも当庁で実施したシミュレーションにより、岩国市の場合、おおかたの地域で現状よりは騒音が減少する旨説明している。 - 在日米軍による航空機事故や事件・事故に関しては、米軍内部での教育や日本側からの要請等を通じて、それらの防止に努めているが、不幸にして、事件・事故が発生した場合は、日米間で合意された「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」(平.9.3.31 日米合同委員会合意)、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」(平.17.3.31 日米合同委員会合意)、及び岩国基地周辺地域関係機関で設置している「米海兵隊岩国基地周辺地域航空機事故連絡協議会」により定められた緊急措置要領に基づき、今後とも適切に対応してまいる考えであり、事件・事故により損害賠償が発生した場合は、地位協定第18条に基づき、今後とも適切に対応する考えである。 - 更に、地域住民の不安や懸念に対する具体的な対策や措置については、市民の方々に接している貴市から御提案を頂き、検討して参りたい。
	3 事件、事故等の発生を未然に防ぐことも重要であるが、万一、事件、事故等が発生した場合の安全対策等の確立も地域住民にとっては重要な事柄である。ついては、実効性と説得力のある具体的な治安対策として、17条問題をはじめとする、日米地位協定の抜本的見直しを行うこと。 【平成19年6月1日防衛施設庁長官・市長】	[事件・事故に係わる安全対策等の確立] - 米軍人等による事件・事故の発生は遺憾であり、この点については、累次の機会に、米側に対して、綱紀粛正、再発防止の徹底への取り組みを申し入れてきた。 - 事件・事故の防止については、まずは米側の努力が必要であるが、政府としても、国、米軍及び地方自治体等関係者が協力して事件・事故の防止に取り組むことも重要と考えている。 - また、事件・事故発生が発生した場合の通報については、平成9年3月、「在日米軍に係わる事件・事故発生時における通報手続」が日米合同委員会で合意されており、これに従い、迅速な通報が行われるよう努めている。 - 更に、事件・事故により損害賠償が発生した場合は、地位協定第18条に基づき、今後とも適切に対応する考えである。 [日米地位協定の改善] - 日米地位協定については、政府としては、その時々の問題について運用の改善により機敏に対応していくことが合理的であるとの考えの下、運用の改善の努力している。

		- 例えば、刑事裁判手続については、平成7年の刑事裁判手続に関する日米合同委員会合意により、凶悪犯罪を犯して拘禁された米軍人等の身柄を起訴前に日本側に移転する途が開かれた。このような枠組みに基づき、実際に起訴前の拘禁移転が何度も行われているのは、米軍駐留国の中では日本だけである。 - また、本年4月には、地方自治体からの要望を踏まえ、災害準備及び災害対応のための米軍施設・区域への立入りについて合意したところである。 - いずれにせよ、日米地位協定の運用改善については、米軍施設・区域の地元住民の方々の要望等も参考にしつつ、その在り方について引き続き不断に検討していきたいと考えている。
	4 治安問題に関しては、米軍、国の努力は認めており、地位協定に関してもこれ以上議論しないが、市民の懸念、不安は払拭されていない。 【平成19年7月12日広島防衛施設局長・市長】	- 米軍人による事件・事故は起きてはならないものであり、当庁としては、これまでも累次の機会に、米側に対し、様々なレベルから隊員の教育及び安全管理の徹底を図る等、事件・事故・犯罪の防止について実効ある措置を講じるよう強く要請してきた。今後も、米側に対し綱紀粛正やその防止に一層の努力を求める要請をしていくとともに、治安対策等市民の安心や安全に係る施策については、今後、山口県、岩国市等関係機関と調整検討してまいりたいと考えている。 - 他方、米側においては、我が国に軍人等が新たに赴任した場合には、各軍又は各基地において、米軍人等が、地域住民の一員として地域社会に貢献するとともに、日米の相互の理解を深めるとの観点から、日本国における法令等の遵守など様々な隊員教育等を実施しており、米軍が行っている教育等の例としては ① 新規赴任者への教育 新規赴任者とその家族を対象に「日本の法律、慣習、道路交通法及び道路事情や保険への加入の必要性」等について説明 ② 定期講習 全隊員を対象に、定期的（年2回）に基地外におけるふさわしい行動等についての講習会 ③ 日米の文化、慣習の相互理解を図るため様々な交流の場を開催 - 治安対策等市民の安全・安心に係る具体的な対策については、市民に接している貴市から提案を頂き、検討していきたいと考えている。

《安全・安心対策》 厚木基地における空母艦載機部隊の運用状況	1 厚木基地において、「事前訓練」は行われているのか。行われているなら、その実態を明らかにするとともに詳細な説明を求める。 【平成19年2月26日広島防衛施設局長・市長】 2 年間を通じての WECPNL による評価も重要であるが、市民にとっては空母艦載機の日々の運用（訓練等）に対する不安や懸念が大変大きい。 ついては、厚木基地における空母艦載機部隊の運用状況、特に、硫黄島で NLP が実施される前1か月間の事前訓練及びタッチアンドゴーの実態を明らかにしてほしい。 また、CQ、FCLP、DLP、NLP 及びタッチアンドゴーとはいかなるものなのかその詳細な説明をしてほしい。特に NLP に伴うタッチアンドゴーの違いについても説明を求める。 【平成19年6月1日防衛施設庁長官・市長】	- 米軍の運用に関するものの具体的な内容は承知していないが、米軍機の飛行実績について言えば、管制実績を見ても日によってばらつきがあり一概に申し上げることはできないものの、空母出航前1か月の訓練の負担が特に大きいものとは考えていない。 - 厚木飛行場における空母艦載機の運用状況については、米軍の運用に係るものであり、具体的内容は承知していない。 - 飛行実績（管制回数）や騒音状況については、これまで可能な限り回答してきたところであり、飛行実績については、平成15年度データにより、空母出航前1か月における空母艦載機等の1日あたりの平均の飛行回数79回（空母艦載ジェット機60回）及び空母入港期間1日あたりの平均飛行回数78回である。 - また、騒音状況についても、平成16年度データにより、空母入港期間中の平均騒音発生回数及び NLP が開始される前1か月間の滑走路両端における騒音発生回数は 空母入港期間中の平均騒音発生回数が、 90dB 以上100dB 未満・・・約56回／日 100dB 以上・・・約39回／日 NLP が開始される1ヶ月前の平均騒音発生回数（滑走路両端） 平成16年6月8日～7月6日 90dB 以上100dB 未満・・・約65回／日 100dB 以上・・・約41回／日 平成16年12月19日～17年1月17日 90dB 以上100dB 未満・・・約47回／日 100dB 以上・・・約50回／日 - 次に、CQ については、米軍内部の運用基準であり、政府としてその詳細を説明する立場にはないが、CQ (carrier qualification) とは、空母着艦資格のことであり、空母艦載機のパイロットは、最後に空母に着艦してから一定期間を過ぎると、CQ を喪失するため、再度空母に着艦するために必要な資格を取得するために最初に陸上において、次に空母において訓練が実施されるとの説明を米側から受けている。 - この訓練のうち、陸上において実施される訓練が FCLP (field carrier landing practice) であり、その中で、昼間に実施され
---	--	--

		るものを DLP (day landing practice)、夜間に実施されるものを NLP (night landing practice) と称している。 ・ FCLP についていうと、光学着陸誘導装置及び着艦信号士官を滑走路上のタッチ・ダウン・ポイントの手前に配置して滑走路の半分の幅を空母のフライト・デッキに見立てて着艦訓練を行うものであり、車輪を滑走路に接地した後、再び上昇するタッチ・アンド・ゴーを行うものと理解している。 ・ また、FCLP の後に、空母において、空母着艦資格を得るための訓練が行われるが、この空母上の訓練を指して CQ ということもある。
	3 事前集中訓練を含む空母艦載機の厚木基地での訓練の実態を明らかにすること。そのうち厚木基地に残るものと岩国基地へ移駐するものそれぞれの訓練や運用の具体的な内容を示されたい。 【平成19年4月19日広島局施設部長・基地対部長】	・ 空母艦載機の厚木飛行場における訓練の実態については、その内容は当庁で実施した騒音のシミュレーションに反映させているところである。また、厚木飛行場に残る訓練は、SH-60F や HH-60H のヘリコプターによる訓練等が考えられるが、具体的には、今後米側との協議の中で明確にしていく考えである。
	4 現在、厚木基地に残留している整備等の支援部隊の運用の実態を明らかにしてほしい。 また、今回の移駐案により岩国基地に移駐する支援部隊、支援施設等や厚木基地に残留する部隊の双方の具体的な運用状況も合わせて示されたい。 【平成19年4月19日広島局施設部長・基地対部長】	・ 厚木飛行場においては、大規模な機体整備を行うものと考えられるが、今後、具体的な内容については、米側との協議の中で明確にしていく考えである。また、騒音のシミュレーションは、厚木飛行場における固定翼航空機の全てが岩国飛行場に移駐し、離着陸が行われるものとして実施したところである。
	5 厚木での騒音被害の実態をより理解するため、以下の資料を求める。 ① 1年間の騒音発生状況と苦情件数 ② 空母入港期間の騒音発生状況と苦情件数 ③ 空母出航期間の騒音発生状況と苦情件数 【平成19年7月12日広島防衛施設局長・市長】	※資料3
《安全・安心対策》 訓練移転	1 訓練移転の年間の実施回数を問う。	・ 訓練移転は、毎年1月を目途に年間訓練計画を公表する予定である。平成19年度は、15回の訓練移転を計画している。
《地域振興策》 地域振興策	1 在日米軍再編特措法による交付金の要件、交付額を示されたい。	・ 再編交付金については、本法案の国会での審議を経て、関連政省令の策定後に、その時点の状況を踏まえて確定されるため、現段階で、

	移駐に伴う施設整備が進捗した場合や、実際に移駐が実施された場合でも、移駐を容認しない自治体には当該交付金は交付されないのか。 岩国市が容認しない場合でも、容認した周辺自治体は交付されるのか。 【平成19年2月26日広島防衛施設局長・市長】	再編交付金の交付対象市町村及び市町村ごとの交付額等を明確化することは困難である。
	2 再編が実施された場合の騒音や治安面などでどのような影響が生じ、それに対する実効性のある対策や措置があるのか。(地域振興策等) 【平成19年4月19日広島局施設部長・基地対部長】	・ 地域振興策等については、現在、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」について国会で御審議いただいているところであり、確たることは申し上げられないが、政府としては、再編交付金の新設や地域振興計画に基づく措置を行いたいと考えており、地域振興に関する貴市からの具体的要望があれば検討して参る考えである。 ・ なお、同法案において、米軍再編の実施に理解を示すことにより、再編に伴う負担を自ら受け入れる市町村の我が国の平和と安全への大きな貢献に応え、もって再編を円滑かつ迅速に実施することを目的としているところであり、米軍再編に御理解を頂けない市町村に対し、同交付金の交付を行うことは困難であると考えている。
	3 交付金は、4段階で交付することとされている。岩国市は、再編を容認していない状況であるが、他方、基地内では、滑走路や各種施設整備が実施されているが、交付金の扱いはどうなるのか。 基地に隣接している岩国市が容認していない中で、基地周辺の容認している自治体は再編交付金の対象となるのか。 再編交付金の総額はいくらになるのか。 【平成19年6月1日防衛施設庁長官・市長】	・ 現段階で確たることは言えないが、今後、政省令の中で明らかにする。 ・ 現在、作成中の政省令で明らかにされるので、確たることは言えないが、一定の理解を示している周辺自治体は、交付の対象となり得ると考える。 ・ 予算は、単年度主義原則なので、明示することは困難である。
	4 再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村の指定 【平成19年11月1日広島局企画部長・基地対部長】	・ 岩国飛行場は再編関連特定防衛施設に指定された。 ・ 再編関連特定周辺市町村には、岩国市は再編を容認していない状況なので、今回は指定されなかった。
《その他》	1 現在、継続中の新庁舎建設の補助金を一方	・ S A C O 関連補助事業から米軍再編経費として位置づけを変更し

庁舎補助金の交付	的に削除することは、国と岩国市及び市民との信頼関係を覆すものである。これまで繰り返し再考を求めてきたが、新年度予算の審議を迎える時期でもあり、明確な方針を示していただきたい。 【平成19年2月26日広島防衛施設局長・市長】	たことは、国の事情であり、過去の経緯を踏まえると、岩国市民の市庁舎補助への御期待に添えなくなったことは、心苦しい面がある。 ・ しかしながら、今後は、米軍再編に伴う影響の緩和と米軍再編の円滑な実施に資することを考慮し取り扱うことが適切と考えており、地元の米軍再編に対する現状を考慮すれば、やむを得ない措置であり、御理解願いたい。 ・ 今後、現実にはどのような状況となれば補助事業を継続するかは、一概に申し上げられないが、空母艦載機の移駐を含め、米軍再編について貴市と意見交換を行い、その対応を踏まえ、適切に対応してまいりたい。
	2 新庁舎建設の補助金が国の予算に計上されなかったことが要因で岩国市の平成19年度一般会計予算が議会において否決された。これまで繰り返し同補助金の再考を求めてきたが、国との信頼関係回復のためにも、新庁舎に対する補助金の早急な復活を要望する。 【平成19年4月19日広島局施設部長・基地対部長】	・ 岩国市庁舎建設の補助については、当初、SACO最終報告に盛り込まれたKC-130の岩国移駐に伴う騒音が増えること等を補助目的としていたが、今回の米軍再編により、KC-130は岩国に移駐することは変わらないが、常時岩国に所在するわけではなく、ローテーションで定期的に海自鹿屋基地やグアムへ展開することとなり、SACOの内容が変更され、また、厚木飛行場の空母艦載機が岩国飛行場に移駐することとなったところである。 ・ このため、本件補助については、これまで継続してきたことをもって補助するのではなく、補助目的を米軍再編における空母艦載機の移駐等に伴い騒音が増加することに変更して補助することが適当と判断したところである。 ・ 貴市が明確に米軍再編に反対の姿勢を示している状況の中では、補助事業の適切な執行の観点から、庁舎の補助金を交付することは見送らざるを得ないと考えている。 ・ ただ、補助目的を変更したことは国側の事情であり、貴市とは、岩国飛行場における米軍再編についての打ち合わせを通じてお互いの理解を深め、市庁舎補助についてのよりよい方向を探っていきたいと考えている。
	3 事業に着手した後の米軍再編という要因で、3年目に補助金がカットされているが、重ねて再考を求める。 【平成19年6月1日防衛施設庁長官・市長】	・ 庁舎補助金は、カットではなく、見送っている状況である。
	4 国との信頼関係の回復と今後の協議に向け	・ 国としては、庁舎補助金について、米軍再編の一環としての取り扱い

	て共通の基盤を作るため、新庁舎に対する補助金の早急な復活を要望する。 【平成19年8月23日広島局施設部長・市長】	いの中で、岩国市の現状を考慮すると予算要求を見送らざるを得なかった。
	5 庁舎補助金を予定通り交付されるよう要望する。 【平成19年10月16日大臣政務官・市長】 ※資料4	・ 庁舎補助金の交付については、米軍再編の一環として対応するものとして整理しており、まず、米軍再編の理解が得られなければ交付は困難である。
《その他》 施設整備のマスタープラン	1 空母艦載機の岩国飛行場への移駐に伴い必要となる施設整備について、機能配置図等を提示のうえ説明がなされる。 【平成19年5月17日計画官・副市長】	・ 空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴い必要となる施設整備については、今般、米側で包括的な施設整備のマスタープランが作成されたところであり、今後、このプランに基づき、具体的施設の規模等について、更に日米間で細部を調整した上で施設の整備を行っていく考えである。 ・ なお、マスタープランにおいて、基地内の具体的な施設の位置等を明確にした場合、防衛及び警備上の能力を減ずるおそれ等があり、また、米国との安全保障上の関係が損なわれるおそれがあることから、マスタープラン図に各施設の具体的な名称は記載されておらず、機能配置をお示ししている。 ※資料5
	2 本プランに基づいた施設整備の全体の整備スケジュールを明示していただきたい。また、施設配置に関して、地元の意見を反映する余地はあるのか。 【平成19年6月1日防衛施設庁長官・市長】	・ 空母艦載機の岩国飛行場への移駐は、ロードマップに基づき、所要の施設整備等が終わった後、2014年（平成26年）までに完了することとされており、それまでに所要の施設整備が行われることとなっている。本年度については、すでに説明したとおり、東側誘導路の地盤改良等を実施しており、今後の具体的なスケジュールは、マスタープランを踏まえ、米側と協議していく考えであり、現時点ではお示しできないが、確定した段階においては、米側等関係機関と協議の上、可能な範囲でお示ししたいと考えている。 ・ また、施設配置については、米軍の運用や土地の活用、効率性などを考慮して作成するものであり、基本的には地元と調整する性格のものではないと考えているが、地元に影響がある事項や質問等あれば可能な限り対応したいと考えている。 ・ なお、地元が懸念されている騒音発生源であるサイレンサー等の位置については、現在地に比べ市街地から700～800m海側に配置されるよう配慮したところであり、また、民間空港施設の範囲についても山口県と貴市が平成18年2月に策定した「空港整備基本計画（中間報告）」を踏まえ、日米間で調整を行ったところである。

《その他》 公有水面埋立承認 変更手続	1 公有水面埋立法によると埋立地の用途や設計概要の変更があった場合には、埋立承認の変更が必要であると思われるが、今回の移駐案の閣議決定やマスタープラン作成に伴い埋立承認の変更手続を行う予定はあるのか。 【平成19年6月1日防衛施設庁長官・市長】	・ 岩国飛行場の滑走路沖合移設事業に当たっては、公有水面埋立法に基づき、平成7年9月、公有水面埋立申請願書を提出し、山口県における審査や当時の建設大臣及び運輸大臣の認可を経て、平成8年11月、山口県知事から承認を受けている。 ・ その際、山口県知事から願書に添付した図面を変更する場合には、山口県知事の承認を受けること等の通知を受けており、今後、山口県に施設整備の内容を説明し、対応を相談しつつ、適切に対処する考えである。
《その他》 民間空港再開	1 民間空港再開は、米軍再編以前からの確認事項であり、再編問題とは切り離して着実に実施すべきであると考えるが、この点を明確にしていきたい。 【平成19年2月26日広島防衛施設局長・市長】	・ 当庁としては、民間航空施設の位置等について、現在、空母艦載機等の移駐に伴う施設整備に係る協議に合わせ、米側と協議しており、引き続き、空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に対する地元住民の御理解を得る施策の一つとして努力してまいりたいと考えているが、現時点で当庁において民間空港施設を整備することは困難である。
	2 今回、岩国基地に関する包括的施設整備のマスタープランの中で、民航ターミナル地域の場所が示されたことについては、国の努力に対して感謝している。 引き続き事業主体について県との協議も進めていくので、利便性に配慮した運航時間帯など早急な調整をお願いする。 【平成19年6月1日防衛施設庁長官・市長】	・ 運航時間帯等については、民間空港の事業主体や航空会社の要望を踏まえつつ、米軍の運用に影響を及ぼさないよう設定しなければならないが、まずは、民間空港の事業主体を決定していただくことが必要であると考ええる。
《その他》 米軍家族住宅	1 愛宕山が有力な候補地ということであるが、必要な面積はどれくらいか。愛宕山が無理な場合、他の候補地はどこか。また、基地内で確保することは可能か。 【平成19年2月26日広島防衛施設局長・市長】	・ 米軍家族住宅の建設用地については、米側の所要や建設できる面積にもよるため、現時点で確たることは申し上げられないが、これまでの例を申し上げると、米軍家族住宅を基地の外に整備する場合、米側としては、コミュニティを形成したいとの要望があり、そのためには、小学校や運動場、売店などの支援施設も必要であることから、今回、愛宕山を取得し、米軍家族住宅を整備することとなった場合には、これらが建設できる一定規模の面積が必要になると考えている。 ・ 当庁としては、今後、米側との調整や山口県及び岩国市による今後の事業の取扱いに係る検討結果を踏まえて、家族住宅の建設用地を検討する考えであるが、愛宕山地域を米軍家族住宅用地として取得が可能になった場合には、岩国市を始め関係自治体に十分説明し、

		これらの施設が周辺と十分調和するよう配慮してまいりたい。
	2 家族住宅の建設予定場所について米側との協議状況を教えてほしい。基地内に建設する可能性はあるのか。また、基地外に建設の場合、どのような基準で土地を選定するのか。(基地からの距離及び専用道路等) 【平成19年4月19日広島局施設部長・基地対部長】	- 空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴い必要となる家族住宅に係る施設整備については、現在、米側と協議を行っているところであり、その所要について米側に確認しているところである。 - 米軍家族住宅の建設予定地については、山口県からの照会に対しお答えしているように、愛宕山地区について地元から米軍家族住宅として用地の取得が可能ということであれば、有力な候補地であると考えており、山口県、岩国市及び山口県住宅供給公社の協議結果を踏まえ、検討してまいりたいと考えており、岩国飛行場の外において家族住宅を整備する必要がある場合には、関係自治体等に十分説明し、これらの施設が周辺と十分調和するよう配慮してまいりたい。
《提案》 海上自衛隊航空機部隊の厚木移駐	1 海上自衛隊の岩国残留を繰り返し要望しているが、これに対する国の考え方を明確にしたい。 【平成19年2月26日広島防衛施設局長・市長】	海上自衛隊の航空機17機の厚木飛行場への移駐は、空母艦載機の移駐に伴う岩国飛行場の運用増大による影響を緩和するための措置の一つとして講じることとしているものであり、さらに、米側との協議の中では、現状の海上自衛隊施設の規模や面積では、海上自衛隊航空機部隊の運用にも、今後、影響を与えるおそれが生じてきており、海上自衛隊航空機部隊の一部を厚木に移駐せざるを得ないものである。
	2 これまでも再三要望しているが、海上自衛隊の岩国残留を重ねて要望する。 【平成19年6月1日防衛施設庁長官・市長】	要望については、防衛省として感謝すべきものであるが、岩国飛行場の運用の増大による影響を緩和するための措置として講じるものであり、また、日米間で合意し、閣議決定されていることから、変更や見直しを行う考えはない。
空母艦載機部隊の試験飛行について	1 沖合移設完了後、試験的に空母艦載機部隊の訓練の一部を岩国に移転するなど、実際に飛行機を飛ばしてみること。 【平成19年10月16日大臣政務官・市長】	現在、滑走路沖合移設工事を行っているところであり、移設が完了すれば、空母艦載機の訓練を移転しなくても、類似の機種が岩国飛行場に所在することから、騒音の状況は明らかになるものと考えている。 【平成19年10月25日中国四国防衛局長・市長】
協議のあり方について	1 庁舎補助金の交付を前提に、再編反対の旗を一旦収める。岩国市は反対の前提ではなく、国も一方的な説明に終始するのではなく、双方の考え方を尊重しながら一定の合意を目指す	- 庁舎補助金の交付については、米軍再編の一環として対応するものと整理しており、まず、米軍再編に理解を得られなければ交付は困難である。 - 岩国市からの提案については、提案の取り扱いについて検討する。

	す実質的な協議のテーブルにつくことを提案する。 【平成19年10月16日大臣政務官・市長】	
	2	・ 岩国市の提案については、庁舎の補助金の交付は、米軍再編に対する理解が必要であり、補助金交付を前提とした提案に応じることは困難である。 ・ 他方、当省からの提案として、市庁舎の補助金交付と岩国市の米軍再編への理解表明を同時に行うことは可能である。 ・ 例えば「米軍再編について、具体的にこれまでの反対姿勢を改め、今後、反対姿勢に戻ることなく、米軍再編の円滑かつ着実な実施について協議を行っていく」との趣旨を表明されるのであれば、その表明と同時に市庁舎補助金を交付することについて検討することが可能である。 (10月16日の市からの提案に対する国からの回答及び国からの提案) ・ 【平成19年10月25日中国四国防衛局長・市長】
	3 国からの提案は、実質的な容認を条件とするものであると考えられるので、現時点では受け入れられない。 (10月25日の国からの提案に対する岩国市の回答) 【平成19年10月29日中国四国防衛局長・市長】	
再編の中身の見直しについて	1 59機の移駐は負担が大きすぎる。厚木飛行場に艦載機を配備したまま、岩国飛行場を含め他の飛行場で訓練移転を行う、あるいは、段階的に空母艦載機を岩国飛行場に移駐させるなどの検討はできないか。 【平成19年6月1日防衛施設庁長官・市長】	・ 軍・部隊の運用というものは、ロードマップにあるように、必要な施設が全て完成していなければならない、人、物、支援体制が全て整っている必要がある。また、いわゆる米軍再編特別措置法が可決成立し、現在、政省令の作成にあたっている状況であり、そのような状況の中でロードマップの内容を変更することは困難である。
	2 空母艦載機を厚木飛行場に所在させたまま、航空機の訓練を全国の飛行場に移駐させる方法及び空母艦載機を段階的に岩国飛行場に移駐させる方法を検討できないか。 【平成19年7月12日広島防衛施設局長・市長】	・ 厚木飛行場の現状を大幅に改善する規模の訓練を全国の他の飛行場に移駐させるには、訓練のための移動経費が嵩むこと、また、各飛行隊内及び司令部との連携を確保することが困難となることなどの理由から、米側の同意を得ることは困難であると認識している。また、受入先として考えられる飛行場には既に嘉手納、岩国、三沢の各飛行場周辺の負担軽減の観点からいわゆる「訓練移転」を実施しており、更なる訓練移転について地元の理解を得ることは困難であると思料する。

		航空機の移駐には、所要の施設整備や空域の調整を行う必要があり、それらが整った段階で移駐することが必要であり、また、速やかな米軍再編の実行のためにも、空母艦載機を段階的に移駐させることは困難である。
--	--	--